

# 令和5年度事業計画

自：令和5年4月1日

至：令和6年3月31日

社会福祉法人 愛恵協会

# 令和5年度 社会福祉法人愛恵協会 運営方針・事業計画

## 運営方針

昨年度は 70 周年の大きな節目の年として新たな方針を確認しました。今年度は中・長期計画の着実な実践を行い、地域の皆様と協力して公益的事業に取り組むという社会福祉法人の使命を果たしてまいります。又、それを担う職員がプライドを持って活動できる職場環境づくりにも努めます。

## 事業計画

- 1、 地域交流のシンボルである「なかしばゾーン」の活用を図ります。
- 2、 幸田町・岡崎市東部において子ども食堂、学習支援等の生活困窮者支援事業の体制を充実させます。
- 3、 グループホームの体制を見直しと共に新たな整備を図ります。
- 4、 農業関連事業を推進します。
- 5、 働きやすい職場づくりに全職員が取り組みます。

令和5年4月1日

## 令和5年度 生活保護部門 運営方針・事業計画

令和5年3月1日

生活保護部門

末崎 彰規

### <運営方針>

愛恵園・愛恵園授産所・岡崎市生活困窮者等支援事業・ぷらっとホームにおいては、多機能型生活保護施設として福祉事務所、ハローワーク等の関係機関との連携を通じて、その機能を発揮します。そして地域から必要とされる社会資源になることを意識して行動します。

### <事業計画>

#### 1 愛恵園

障がいや社会性の意識が低い利用者に対して、個別支援計画に基づいて職員共通認識のもと支援を行います。また各種委託事業や通所事業・居住支援事業を通じて様々な状況に置かれている対象者への支援にも取り組みます。

#### 2 愛恵園授産所

就労支援のほか家計相談等も含めた生活支援にも取り組みます。また農業体験を通じて就労支援を行うとともに、法人内の他事業所と協働することによって生活困窮者と障がいを持つ者との相互理解や新たな自主製品開発に取り組みます。

#### 3 岡崎市生活困窮者等支援事業

生活困窮者自立相談支援、就労準備支援及び被保護者就労支援を展開し、岡崎市と連携しながら課題の洗い出しから活用できる施策の展開まで、関係機関と協力し相談者の自立を目指します。

#### 4ぷらっとホーム

地域住民の一員として、関係事業所と連携を図りながら、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活が継続できるよう支援してまいります。

令和5年度 多機能型生活保護施設更生施設 愛恵園  
運営方針・事業計画

<運営方針>

コロナ禍による生活様式の変化や経済的困窮に加え、社会的に孤立する生活困窮者への支援に対応すべく、多機能型生活保護施設として幅広く事業を周知し必要な地域資源となるよう取組みます。また施設機能を発揮して積極的に生活困窮事業に関わり地域貢献を目指します。

<事業計画>

- (1) 多機能型生活保護施設として、愛恵園授産所と連携しながら農業を通じて生産の実感が得られる日中活動の充実に取り組めます。
- (2) 利用者の円滑な地域移行が達成できるよう、障がいや社会性の意識が低い利用者など、個々の特性に応じた支援を行うため生活力の向上を図るプログラムの導入や支援力の向上を図ります。
- (3) 個別支援計画に基づく面談を通じて、支援の透明性や信頼性を高めることに努めます。
- (4) 各種委託事業や保護施設通所事業・居住支援事業を通じて、安定した地域生活の継続を図ります。
- (5) 地域の各種団体活動への参加や防災拠点としての機能を通じて、地域住民との交流を図りながら地域貢献を行います。

## 令和5年度 愛恵園授産所運営方針・事業計画

### <運営方針>

国の生活保護受給者数は減少に転じているものの依然、受給世帯は164万世帯、受給者数は203万人を超えており、保護申請件数及び保護開始世帯は増加している。またコロナ禍により、生活困窮に陥る方の相談も増加し、第2のセーフティーネットである生活困窮者自立支援法の取り組みが重要視されている。岡崎市においても被受給者数は2,000人を超えており、傷病者、障害者、母子、その他世帯に対して愛恵園授産所が自立支援の一翼を担うべく取組んで参ります。

### <事業計画>

- (1) 農福連携の取り組みとして、自主農業や自主製品作成を通じて利用者の、やりがいや就労意欲喚起を図り、法人内の他事業所と交流・協働し生活困窮者や障がいを持つ人との相互理解の機会を図ります。
- (2) 多機能型生活保護施設として更生施設 愛恵園や岡崎市生活困窮者自立支援事業と連携し施設機能を活用した生活支援・就労支援に取り組めます。
- (3) 個別支援計画に基づいて、生活保護就労相談員やケースワーカーをはじめとした関係機関と連携して、就労意欲の向上、就労継続や生活習慣の改善及び家計相談等の支援に努めます。
- (4) 農業の六次産業化を推進し、継続的かつ計画的な授産活動の構築と販路の十分な活用を目指します。
- (5) 防犯ボランティアや子ども食堂等との連携を図り、地域貢献に努めます。

## 令和5年度 岡崎市生活困窮者等支援事業 運営方針・事業計画

### 【運営方針】

岡崎市の委託を受け、生活困窮者自立相談支援、就労準備支援及び被保護者就労支援を展開するにあたり、昨今のコロナ禍の背景を理解し相談者の意向を十分に把握するように努め、岡崎市の指示を受けながら課題の洗い出しから活用できる施策の展開まで、関係機関と協力し相談者の自立を目指します。

また、勤務先である岡崎市の信頼を得るとともに愛恵協会職員としての意識をもって職務に従事します。

### 【事業計画】

1. 相談者の立場を踏まえ、共に解決すべき課題の把握に取り組みます。また、活用できる制度(法律相談、家計相談)の理解のもと困窮に陥った原因と目指すべき自立のための計画的な支援に勤めます。
2. 就労が目指すべき自立と判断された場合は、身体・家庭の事情を踏まえ、一般就労に向けた基礎能力の形成又はハローワーク等関係機関との連携により支援に取り組みます。
3. 生活の困窮状態にある、又はその可能性がある状態にもかかわらず、支援に繋がっていない対象者の掘り起こし、働きかけにより自立の促進を図ります。
4. 困窮者の早期把握や見守りを行うため、既存の社会資源を積極的に活用するとともに、社会資源が不足している場合は、新たに開拓することに努めます。
5. 愛恵協会の事業に積極的に参加します。

## 令和5年度 ぷらっとホーム運営方針・事業計画

### 〈運営方針〉

共同住居での生活を通じて、地域住民の一員として地域の活動に参加して行けるよう支援します。

また、利用者に対しては建物管理者として、継続して安定した生活が送れるように愛恵協会の生活支援事業を活用しながら、関係機関との連携調整、生活相談等の支援を行います。

### 〈事業計画〉

- (1) 利用者の個々の課題や目標を明確にして生活支援を行う。
- (2) 退所・入所を効果的に行い有効利用を図る。
- (3) 定期的な訪問・MT等によって生活状況等の把握に努める。
- (4) 地域生活の拠点として、地域行事への参加を行う。
- (5) 安心して暮らせるように住環境の整備を行う。

## 令和5年度セルフ生活介護部門 運営方針・事業計画

令和5年3月1日  
セルフ生活介護部門  
鈴木慎二郎

### <運営方針>

セルフ・生活介護部門においては、利用者の確保や利用率の向上に努めます。生活介護事業では、安心して過ごせる場の提供を行い、プログラムの充実に取り組みます。就労継続支援B型では、目標工賃達成に向けて活発な授産活動を行い、農業関連事業による社会参加を推進していきます。これを担う職員が継続して働きやすい職場を構築していきます。

### <事業計画>

#### 1愛恵ワークス

利用者の支援技術の向上を目的とし、虐待防止・身体拘束適正化研修を実施します。生活介護では、畑の活用やなかしばエリアの活用をします。就労継続では、平均月額工賃15,000円以上を目指します。

#### 2舞木ワークス

生活介護では、保護者が参加できるプログラムの機会を提供します。就労継続では、授産収入800万円を目標とします。「舞木の芋きり」を400袋製造販売します。老朽化した設備の修繕を行います。

#### 3ステップやまなか

福祉サービス第三者評価を受審します。農業の収穫物の販売や漬物など加工品の販路を増やすなど農業関連事業による社会参加をします。

#### 4多機能事業所てんじん

生活介護は、新規利用者5名の確保と1日利用人数20名を目指します。就労継続では、平均工賃月額27,000円支給に努めます。自主製品販売では食品衛生管理優秀店の認定取得を行います。



## 令和5年度 愛恵ワークス 運営方針・事業計画

### 1運営方針

法人の運営方針・中長期計画・事業計画に基づき、関係機関との連携を取りながら、生活介護事業・就労継続B型事業それぞれの事業内容の充実を図ります。

利用者にとって過ごしやすく働きやすい事業所である為、支援を通じて信頼関係を築き、職員が一丸となって個別支援計画に基づいたサービス提供ができる様、職員の資質向上と育成に取り組みます。

### 2事業計画

#### ◎事業内容の充実

##### ■共通事項

- ・防災対策及びコロナ感染対策を徹底する。
- ・個別支援計画の更新月に合わせて6ヶ月毎に利用者と面談を行う。  
利用者の状況に応じて必要によってはその都度相談、面談を行う。  
ニーズの確認をし、支援計画の評価を行い、必要に応じて見直しを行う。  
相談支援事業所を活用し、保護者への情報提供を行う。  
ショートステイ、ヘルパー、グループホームの体験利用等を進める。
- ・毎月、職員会議及びケース会議を実施する。  
職員会議(進捗確認、ヒヤリハット対策、サービス自己評価の実施)  
ケース会議(利用者支援モニタリング、虐待防止・身体拘束適正化研修の実施)

##### ■生活介護

- ・ミーティングを取り入れ、安全安心を第一に利用者の社会参加する活動を行う。  
畑の活用、スポーツレクのプログラム充実を図る。  
外出を月1回小グループで行先段階から利用者の意見を取り入れて行う。  
なかしばエリアを活用していく。

##### ■就労継続

- ・工賃向上計画を見直し、目標工賃の設定をする。(平均月額15,000円以上目指す)
- ・利用者個々にあった作業を提供し、更に自分の可能性を広げるために、他の作業にもチャレンジを促す。
- ・ミーティングを定期的に行い、利用者と共に製品の品質向上、売り上げ増を目指す。  
働く場のルール決め・作業場の環境改善等
- ・作業以外の活動を取り入れ、社会参加や余暇支援を行う。  
社会勉強のために食事や買い物などの体験学習を計画する。
- ・こだわり農場と連携し、米菓子の製造販売を強化していく。

## 令和5年度 社会就労センター 舞木ワークス運営方針・事業計画

### <運営方針>

就労継続B型事業は利用者が働く力を発揮できる支援、生活介護事業は社会参加の機会を提供する支援をおこない、共に利用者が元気に通所できる施設作りをおこなうことで事業の安定を図ります。今年度は老朽化した設備の修繕をおこない、利用者が安心して過ごせる環境作りに努めます。また、生活環境の変化に伴う支援を保護者、関係機関と連携しておこないます。感染症対策を継続実施します。

### <事業計画>

1. 利用者が安定して通所できるよう、面談と訪問を通じて利用者理解に努め、適切なサービス管理をおこないます。また、法人行事の参加者が増える様、積極的な参加促しをおこないます。
2. 授産収入年間 800 万円を目標とし、利用者の働く力を発揮できる作業提供をおこないます。また、年間 2 回スポーツやレクリエーション等、余暇の機会を設けます。
3. さつまいもを栽培し、自主製品「舞木の芋きり」を 400 袋製造、販売します。
4. 利用者の収入向上の為、平均工賃月額 15,000 円以上を目標設定します。
5. 日々のプログラム充実に加え、年間 3 回の特別プログラムを企画し、利用者に社会参加の機会を提供します。また、保護者がプログラムに参加できる機会を提供し、保護者との相互理解に努めます。

## 令和5年度ステップやまなか運営方針・事業計画

### <運営方針>

就労継続支援(B)型事業所として工賃の向上、職業準備支援を含む就職活動、社会資源を活かした余暇活動等、利用者個々のニーズに沿った個別支援計画の作成により支援を実施します。

また当事者活動である委員会の活性化により、利用者の意見を取り入れて活動に取組みます。授産作業については、取引先との情報共有に努めて安定した作業確保を意識します。

働きやすい職場環境を作るため、職員同士はコミュニケーションを円滑にします。

### <事業計画>

- 1 利用者の確保や利用率の向上に努めます。
  - ・施設の特徴を打ち出す。
  - ・学校や相談事業所など関係機関と情報共有や連携を行う。
  - ・一般就労の実績1件目指す。
- 2 福祉サービス第三者評価を受審します。
  - ・自己評価や第三者の評価でサービスの質の向上を図る。
  - ・評価の結果を踏まえて改善や体制整備を行う。
  - ・評価の結果の公表を行う。
- 3 地域交流のシンボルである「なかしばゾーン」の活用を図ります。
  - ・地域住民との交流(広場や駐車場貸出・施設見学会の実施)
  - ・地区総代、近隣中学校との懇談
  - ・環境整備(隣地境界の草刈りやごみステーションの清掃)
  - ・実習生受け入れやボランティアの受け入れを行う。
- 4 農業関連事業を推進します。
  - ・食材加工は衛生管理を徹底し、品質向上を図り、作業量を確保します。
  - ・収穫物の販売や漬物など加工品の販路を増やす。
  - ・収穫祭、収穫体験など行事を行う。

## 令和5年度 多機能事業所てんじん運営方針・事業計画

### 運営方針

生活介護事業は、介護技術の向上やプログラム活動の充実を図り利用者の確保に努めます。就労継続B型事業は、高工賃を目指して自主製品販売事業の収益改善を目指します。また利用者・職員が生き活きと活動する施設を作ります。

### 事業計画

#### 就労継続支援B型

(1)利用者支援の充実に努めます。

○ニーズの聞き取りや保護者面談・家庭訪問を行い支援計画に反映させます。

○平均工賃月額 27,000 円支給に努めます。

○関係機関と連携して1名以上の一般就労への移行を目指します。

(2)自主製品販売事業の収益を伸ばします。

○岡崎市の食品衛生管理優秀店の認定を受け、施設の衛生水準を上げてアピール材料とすることや SNS を活用し顧客獲得に繋がります。

○しいたけの栽培・販売を確実にし、収益を確保します。

○新規自主製品の商品化を図り、売り上げの向上を目指します。

○会計ソフトの活用によって、作業を効率よく行います。

#### 生活介護・日中一時支援事業

(1)定員の確保に努めます。

○新規利用者の確保(5名増)に努めます。

(2)利用率の向上に努めます。

○1日の目標利用人数(20名)として、利用率の維持・向上に努めます。

(3)信頼される介助やサービスの提供をします。

○初任者研修などの資格取得に努めます。またOJTを行い職員の資質向上を図ります。

(4)プログラムの充実や地域交流を促進します。

○小グループでの社会参加や利用者がワクワクするプログラムの導入を行います。

○実習生の受入により、施設内の活性化を図ります。

(5)組織力の強化に努めます。

○管理者は、職員教育を進めて職員の能力向上を図ります。

○おたまじゃくしと協同して、計画的な兼務を可能にします。

## 令和5年度 生活訓練部門 運営方針・事業計画

### <運営方針>

生活訓練部門では、利用者一人ひとりの「あたりまえの生活」が実現できるよう公益事業も含めた幅広い活動に取り組みます。法人内外の関係機関との連携を密にし、「誰一人取り残さない」ことを意識し、重層的な支援が提供できるように努めます。

### <事業計画>

#### 1. 生活訓練事業所あい

精神科病院からのニーズを中心に、地域の幅広いニーズ(生活困窮、矯正施設等)について「誰一人取り残さない」を实践できるよう努めます。当事業所が維持継続できりよう、建物老朽化対策(大規模修繕)も計画的に進めます。

#### 2. あいけいホーム

新規利用者及び退所者(地域移行)の入退所を計画的に実施し、切れ目ない地域生活支援に取り組みます。新規公益事業「共同生活住居わかまつ」の運営を早期安定化させます。また、あいけいホーム全体の在り方検討を継続して行い、あい今後についてビジョンを定めていきます。

#### 3. おたまじゃくし

地域で暮らす利用者、「余暇」を充実してもらうためのサービス提供(行動援護、移動支援)を積極的に行います。法人内外の連携を意識し、必要な方に余暇支援が提供できるよう情報発信に努めます。

## 令和5年度 生活訓練事業所あい 運営方針・事業計画

(宿泊型自立訓練事業・生活訓練事業・短期入所事業・日中一時支援事業・自立生活援助事業)

### < 運営方針 >

市内で唯一の宿泊型自立訓練事業所であることを意識し、利用者主体のチーム支援・生活リハビリテーションが提供できるよう励みます。精神科病院からのニーズだけでなく、幅広いニーズを把握し、「誰一人取り残さない」を意識し柔軟に対応していく体制を継続します。地域で必要とされる事業所であり続けるため、公益的な取組も意識しながら安定した事業所運営に努めます。

### < 事業計画 >

#### 1. 充実した支援による運営の安定化

充実した支援を提供することで、利用者が安心感を継続できるように事業を展開する。法人内外との連携を通じてサービスニーズを把握し、高水準の利用率維持に努めることで運営を安定化させる。

#### 2. 利用者自身の退所後の希望する生活を踏まえた支援体制の構築

- ・事業所見学や体験利用の期間等、利用開始前から、退所後の生活の希望も含めて、利用者及びその周囲のアセスメントを計画的に行い、評価を実施する。
- ・利用者自身の希望及びアセスメントを踏まえ、個別支援計画は利用者自身が分かりやすい言葉で作成する。
- ・定期的に個別支援計画の見直しを行い、内容を職員全体で共有し、計画に基づいたサービス提供を徹底する。
- ・利用開始後、3ヶ月で見直し、その後3ヶ月毎にモニタリングを実施し、必要に応じた支援計画の見直しを行う。
- ・自立生活援助等の支援を活用しながら相談支援事業所等と連携しながら地域の社会資源へつなげていくことを意識していく。

#### 3. 利用者主体のチーム支援におけるインフォーマル(家族・親族等)社会資源の活用

- ・新型コロナウイルス感染状況を鑑みながら、当事者活動(OB・OG 交流会)を開催する。

#### 4. 職員は専門職として自己研鑽を行い、資質を向上させる

- ・中堅職員以上は OJT を意識し、新規配属職員等の人材育成に取り組む。人材育成における事業所課題があれば全職員で共有して解決を図っていく。
- ・コロナ禍であっても、できる範囲で研修や会議等に参加し自己研鑽を行う。研修や会議等の内容について職員間で共有し、普段の業務に活かせるように取り組む。事業所内研修を定期的に開催していく。
- ・定期的な職員面談によるスーパービジョンを実施し、普段の業務の振り返りを行うことで、より良い支援に繋がるように取り組む。

#### 5. 地域の福祉ニーズに対応し続けるためのハード(建物)・ソフト(運営)の見直し

- ・当事業所が「働きやすい職場」であり続けるため、常に職場環境改善の創意工夫に取り組む。
- ・生活訓練事業所あいの建物修繕について、補助金申請や自己財源を活用しながら進めていく。

#### 6. 短期入所事業・日中一時支援事業・自立生活援助事業の適切な運営

- ・3つの事業を活用しながら、利用者が地域で安心して生活が継続できるよう支援に取り組む。
- ・短期入所事業では緊急時の一時受入れや、重度身体障がい者の受け入れを継続して取り組む。

令和5年度 あいけいホーム・あいけいホームⅡ  
・公益事業 共同生活住居「わかまつ」  
運営方針・事業計画

## 運営方針

地域でより安心して暮らすために、地域住民としての意識を持ち、地域における役割、各種行事への参加を通じて本人が自分らしく生きるための支援を行う。また、毎日の暮らしでは障がいの枠を超えお互いに支え合う共同生活を目指す。支援者も安心して生き生きと働ける事業運営に努め、相手の立場に立った支援をチームで展開していく。

## 事業計画

1. 関係機関と連携・協働し、体験利用を活用しながらわかまつ利用者の移行を進める。また、グループホームの体制を見直し・整備を図る。
2. 個別支援計画に沿った支援の実施とクラウドやスタッフミーティングを活用して支援計画の共通認識を図る。また、定期的なモニタリングを行い、ニーズの把握・評価・見直しを実施する。
3. 社会参加の一環として、建屋ごとに地域行事への参加や季節行事、余暇活動等の活動を支援する。
4. グループワークを意識した建屋ミーティングや個別面談(管理者面談・サービス管理者面談・ケース担当者面談)、非常勤職員打合せを定期的に行い、互いに支え合う共同生活を目指す。
5. 施設、事業それぞれの財務管理の安定及び適切な利用者金銭管理に努め、利用者・職員がより安心できる事業運営に繋げていく。
6. 公益事業 共同生活住居「わかまつ」においても安心した生活が送れるように定期的な訪問・MT等によって利用者個々の課題や目標を明確にして生活支援を行う。

## 令和5年度 おたまじゃくし運営方針・事業計画

### 〈運営方針〉

地域で暮らす障がい者・障がい児に対し、個々のニーズに合わせた居宅介護サービス(身体介護・家事援助・通院等介助)の提供をおこない、住み慣れた地域で生き生きと自分らしく安心して生活するための支援をおこないます。また行動援護や地域生活支援事業(移動支援)の利用を促進し、障がい者・障がい児の余暇活動の充実に努めます。そのために、各種関係機関等と連携していきます。

### 〈事業計画〉

1. 利用者やそのご家族、関係機関のみなさまと現状と希望の確認をし、地域で安心して生活ができるよう支援します。
2. 法人内外の研修や市の主催する事業所部会に参加し、月1回おこなうミーティングにて情報の共有をおこないます。
3. 法人内の他施設や各種関係機関と定期的に情報交換をおこないます。そしてサービス提供を必要とする利用者を把握し、実際の支援につなげます。
4. 新型コロナウイルスが5類に変わることへの対応を検討し、利用者へのサービス提供に支障がないように、また、職員も引き続きの感染対策をおこない、安全に支援します。



## 令和5年度 相談部門 運営方針・事業計画

### <運営方針>

相談部門では、支援を必要とする利用者が地域で安心して生活・就労・余暇活動が行えるように、法人内の事業所や地域の関係機関と協力し、連携の取れる体制作りを図ります。また、感染対策を継続した中で、利用者が安心して取り組める活動を企画・運営し、利用者同士の交流や余暇活動の充実を図ります。

### <事業計画>

#### 1. 生活支援センター山中

様々な障がいを持つ利用者のニーズに対応できるよう、関係する支援機関と連携し、チームとしての相談支援力の強化に努めます。また、感染防止対策を継続し、利用者が安心して参加できるプログラムの運営及び居場所の提供に努め、市内の他機関と共に新しい取り組みの検討を行います。

#### 2. 西三河障害者就業・生活支援センター輪輪

障がい者の相談から就職までの円滑な支援とその後の定着のため、登録者や企業への丁寧な対応、関係機関と連携の取れる体制作りを図ります。また、「働く仲間の交流会」及び「ピアサポート活動」を計画し、登録者同士の交流や余暇支援を図ります。

## 令和5年度 生活支援センター山中運営方針・事業計画

### <運営方針>

相談支援事業では、様々な障がいを持つ利用者のニーズに対応できるよう、地域の関係機関と連携し、支援力の強化、ネットワーク作りに努めます。また、岡崎市の委託相談支援事業所としての役割を認識し、行動できる体制作りに努めます。

地域活動支援センター事業では、感染防止対策を継続し、利用者が安心して参加できる活動の企画、気軽に利用できる居場所の提供に努め、利用者の余暇支援を図ります。

### <事業計画>

1. 事業所内及び関係機関との情報共有、ケース検討を重ね、チームとしての相談支援力の強化に努めます。
2. 利用者の希望を丁寧にアセスメントし、利用者主体のサービス等利用計画の作成に努めます。関係する支援機関と連携を図りながら支援に取り組みます。
3. 感染防止対策を講じ、利用者が安心して参加できるプログラムの企画、運営及び利用者が過ごしやすい空間作りに努めます。また、市内の他機関と連携し、新しい取り組みを検討・実施していきます。
4. 事業所内でのOJT、情報通信ツールを活用した研修及び地域の勉強会に積極的に参加し、専門職としての資質向上に努めます。
5. 5S活動(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)の強化を図り、働きやすい職場環境作りに努めます。

## 令和5年度 西三河障害者就業・生活支援センター輪輸

### 運営方針・事業計画

#### 【運営方針】

障害者の法定雇用率の改正を見据え、新規受け入れ企業の開拓を進めつつ、障害者の相談から就職までの円滑な支援とその後の定着のため、登録者や企業への丁寧な対応と、関係機関と連携の取れる体制作りを図ります。

コロナ禍の中でも登録者の皆さんが安心して参加できるような企画をし、登録者同士の交流や余暇支援を図ります。

#### 【事業計画】

1. ハローワーク岡崎とのチーム支援を強化し、求人情報や登録者情報の共有、同行訪問をおこない、実習・就職につながるよう支援します。
2. 障害者就労移行事業所、就労継続支援A型及びB型事業所など地域の社会資源を有効活用し、就労支援を進めます。
3. 圏域である岡崎市・幸田町に限らず、関係機関・特別支援学校との連携を継続的におこない、登録者の情報共有・協力支援に取り組みます。
4. 愛知県障害者就業・生活支援センター連絡協議会(アイネス)や障害者職業センターの研修を活用し、就労支援の情報収集や研修参加に努めます。
5. 例年実施している『はたらく仲間の交流会』、『ピアサポート活動』を計画し、登録者の交流の場を提供します。

## 令和5年度 幸田町部門 運営方針・事業計画

### <運営方針>

幸田町の福祉計画と法人の理念、計画の双方を鑑み、幸田町及び関係機関との協働を意識した運営及び利用者支援に取り組みます。

### <事業計画>

#### 1 地域活動支援センターつどいの家(指定管理)

当事者主体の話し合い場の提供を行います。また、利用者の要望を反映しプログラム活動の充実と満足度の向上につながる支援に取り組みます。

#### 2 つどい作業所(指定管理)

安心・安全を念頭に、利用者が安心して活動ができるよう地域の関係機関との連携の維持に努めます。また、職員は強度行動障害の理解の促進など資質向上へ取り組み、より適切な支援に努めます。

#### 3 生活支援センターこうた

地域の相談者の増加傾向に伴い、相談者が困ることが無いよう受入れが円滑に行える相談支援体制づくりに努めます。

#### 4 幸田町基幹相談支援センター

「障がい者虐待防止センター」としての機能を果たすべく、幸田町地域住民、各事業所への障害者の権利擁護の普及啓発など理解につながる活動に取り組みます。

#### 5 幸田町生活困窮者自立相談支援事業

相談者の立場で課題解決に向け、見守り、共に考えるなど伴走型を意識した支援に取り組みます。また、子供の学習支援事業においては子を通した世帯の現状課題や地域資源としてボランティアとの関わり地域との繋がりを意識した活動に取り組みます。

#### 6 宿泊型自立支援施設みらい

将来的な福祉サービスの活用の点で 18 歳以下の障害児に対しできる支援を。当事者の保護者との懇親会を開催し必要なことを見出し試行的に実行できるよう取り組みます。

## 令和5年度 つどいの家 運営方針・事業計画

### <運営方針>

幸田町より指定管理を受け、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の提供を行います。

### <事業計画>

- 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った(余暇活動プログラム・地域交流活動)サービスの提供に努めます。
- プログラムの充実を図るべく当事者、職員との話し合い、利用者の増加につながる環境の提供に努めます。
- 利用者の声が反映された主体的なプログラム活動を実施に努めます。
- 幸田町の各関係機関との連携により、当事者主体の活動ができる事業運営に努めます。

# 令和5年度つどい作業所 事業計画

## 1運営方針

法人の運営方針・中長期計画・事業計画に基づき、関係機関との連携に取り組み、生活介護事業・就労継続B型事業それぞれの事業内容の充実を図ります。

利用者、保護者との面談を重視し信頼関係を築き、個別支援計画に基づいたサービス提供と安心、安全に配慮した支援に取り組みます。

## 2事業計画

### ◎事業内容の充実

#### ■共通事項

- ・内外部の研修等を活用し、職員の資質向上に努めます。
- ・特別支援学校や相談支援事業所と地域の当事者団体と連携し、見学や体験利用等の場の提供を行い、利用者の確保に努めます。
- ・地域のグループホーム等居宅支援サービス事業所との情報共有をはじめとした連携を強化し利用者にとってより良い日中支援が実施できるよう取り組みます。
- ・PDCAを意識した個別支援計画の充実をケース会議及び日々の記録の記入をもとに職員一丸となって取り組みます。

#### ■生活介護

- ・安心して過ごすことのできる居場所としての環境作りを行います。
- ・利用者の理解、把握に努め、一人一人の特性に合った団体活動への参加ができる場作りに取り組みます。
- ・強度行動障害研修参加し専門知識の習得に努めます。
- ・利用者が楽しむことができるプログラムを取り入れ機能訓練、社会参加の機会を提供します。

#### ■就労継続

- ・就労活動が継続できる環境の維持に努めます。
- ・椎茸栽培の拡大ができるよう環境整備に取り組みます。
- ・月一回、利用者全体ミーティングを開催し、当事者主体の活動を利用者、職員が意識できる場作りに取り組みます。

## 令和 5 年度 生活支援センターこうた 運営方針・事業計画

### < 運営方針 >

令和 5 年度、相談部門とも連携し、「障がい児・者計画相談」「障がい者相談支援事業(委託)」「障がい者基幹相談支援事業」を 3 本柱に取り組みます。

事業運営においては職員が安心して生き生きと働けるように努め、当事者主体のチーム支援に努め、「手をたずさえて 夢を育む 福祉のまち・幸田町」の実現を目指します。

### < 事業計画 >

#### ①相談支援の質の向上について(計画相談・委託相談・基幹相談)

地域の相談支援事業所と連携し、相談の質の向上に努めます。

相談では、一人ひとりの相談者と向き合いながら相談支援の資質向上に努めます。

#### ②障害者の権利擁護について(基幹相談)

「障がい者虐待防止センター」としての役割の担い、あわせて町民及び町内事業所に対して障がい者の権利擁護普及啓発活動に取り組みます。

#### ③他機関との関係構築について(計画相談・委託相談・基幹相談)

地域住民からの相談、他機関からの意見を聞く機会を増やすことで、他機関とのよりよい関係構築に努めます。

専門部会を活性化させ、関係機関からの意見を地域総合支援協議会の中に反映することで、町内の連携強化に努めます。

#### ④職員の育成について(計画相談・委託相談・基幹相談)

通信機器の活用も含めて積極的に研修(内部・外部)に参加し、資質向上を目指すだけでなく、関係者との関わりを増やすことで、相談支援専門員としての役割を明確化することに繋がり、必要なスキル向上に努めます。

令和5年度 愛知県西三河福祉相談センター生活困窮者自立相談支援事業  
運営方針 事業計画

<運営方針>

愛知県の委託を受け、生活困窮者自立支援法に基づく支援を幸田町内で展開するにあたり、昨今のコロナ渦の背景を理解し相談者の意向を十分に把握するよう努め、愛知県との協働により課題の洗い出しから活用できる施策の展開まで、関係機関と協力し相談者の自立を目指します。また、子どもの学習・生活支援事業においては、貧困の連鎖を防止するための方策として、生活保護または生活困窮世帯の小中学生に対し、学習から生活環境にわたって見守り、対象世帯の自立を目指します。

<事業計画>

○生活困窮者自立相談支援事業

1.自立相談支援

課題を抱え社会的に孤立しがちな相談者に寄り添い、地域等との繋がりを広げます。地域へ繋がった後も緩やかな見守りを続け再び相談者が課題を抱えた場合は早急に繋ぎ直す伴走型支援を実践します。また、生活の困窮状態にある、またはその可能性がある状態にも関わらず支援に繋がっていない対象者を掘り起こし、働きかけ、自立の促進を図ります。

○就労準備支援事業

2.就労支援・就労準備支援

一般就労が目指すべき自立と判断された場合、生活困窮者の身体・家庭の事情を踏まえハローワーク等関係機関との連携により支援に取り組みます。また、長期離職者・就労意欲が低下している方には就労意欲の喚起の為の動機付け、一般就労に向けた基礎能力の形成など、必要な訓練を自立の段階から有期で行います。

○子供の学習・生活支援事業

3.学習支援

子どもが学校から提示された課題への取り組み、学習の習慣をつけることを主眼とし個々の程度に合わせた学習の支援を行う。子どもの安全を考慮して送迎も行います。生活困窮の原因となった家庭環境の状況について、SSW との情報交換や子供の活動を通し把握すると共に早期解決に向けた支援に取り組みます。

○幸田町こども食堂事業

4.こども食堂

毎月第2土曜日の午後に「幸田町こども食堂事業」を継続して実施します。



## 令和5年度 宿泊型自立支援施設みらい 運営方針・事業計画

### <運営方針>

将来、一人暮らし及びグループホームをはじめとした障害福祉サービスの利用を検討している方々に対し、宿泊体験の場、日中の活動後に過ごす場所の提供を行うとともにその利用者の心身その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な支援を行う。

### <事業計画>

- 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 地域との結びつきを重視し、幸田町、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図ります。
- 内外部の研修の参加により職員の資質向上に努めます。
- 特別支援学校等就学中の障害児に体験の場を提供し、当事者、保護者の要望をもとに活動の場の方向性の検討に取り組みます。
- 幸田町住民に「幸田町宿泊型自立支援施設みらい」の周知とともに利用に繋がるべく啓発普及に努めます。